

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮詢があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和2年9月9日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分の違法性、不当性を主張し、その取消しを求めている。

- 1 10月分の保護費が9月分より減額され、生活が困難となるため、生活保護費の減額は認められない。
- 2 令和2年8月27日厚生労働省告示第302号による改定（以下「本件改定」という。）後の保護基準には、次に述べる問題があり、その引下げには根拠がない。
 - (1) 第1・十分位の消費支出に生活扶助基準を合わせることは、際限ない保護基準の引下げを招くことが必定であること

本件改定は、所得の最下位である第1・十分位（下位10%）の消費支出に生活扶助基準を合わせるというものであるが、日本では生活保護の捕捉率が低く、下位10%の最貧困層には保護基準以下で生活する者が多数含まれ、こうした階層の生活水準に合わせることは、際限なく保護基準が下がり続けることになる。

- (2) 生活保護基準部会も引き下げを是とはしていないこと

現行の生活扶助基準の改定方式は、一般国民の消費実態の6割以上の水準で生活扶助基準との均衡を図る「水準均衡方式」である。しかし、厚生労働省の生活保護基準部会の報告書では、夫婦

子一人世帯は、消費水準均衡方式の求める6割を超える見込みである一方、高齢世帯では、この割合が5割台となる見込みであるとされている。

そして、基準部会の報告書は、「一般低所得世帯との均衡のみで生活保護基準の水準をとらえていると、比較する消費水準が低下すると絶対的な水準を割ってしまう懸念がある」とまで述べて、第1・十分位との安易な比較に警鐘を鳴らしている。

- (3) デフレは考慮するがインフレは考慮しないご都合主義であること

2013年（平成25年）の保護基準引下げの際、厚生労働大臣は、生活扶助相当CPIという数値を用い、物価下落を根拠として、保護基準を引き下げた。ところが、基準部会の資料に記載された試算によると、2011年から2016年にかけての生活扶助相当CPIは、5.2%上昇しているが、本件改定では、一切物価を考慮しなかった。

これは首尾一貫性を全く欠く、「引き下げありき」のご都合主義というほかない。

- (4) 誰でも普通の生活が出来、国は生存権を守る義務があること

生活保護は憲法25条に基づく国民の権利であり、国は「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する責任がある。生活保護は、法2条にあるように無差別平等に保障されなければならず、その生活保護基準は「健康で文化的な水準を維持」（法3条）するものでなければならないとされている。

それなのに、政府は基準引下げ強行を続けている。

- 3 理由記載のない決定通知書は違法である。

保護決定通知の内容が文面で読みとれない。

○○県の審査請求の裁決では、計算に誤りがあること、基準改定の理由付記として不十分であることを理由に処分を取り消した。同知事の裁決書は、「基準改定による」のみの記載は、行政手続法14条1項の要求する理由付記として十分ではなく、本件処分は違法なものとして取り消されるべきであると記している。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5 年 10 月 24 日	諮問
令和 5 年 11 月 17 日	審議（第 83 回第 2 部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

法 8 条 1 項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法 11 条 1 項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

法 25 条 2 項及び同項において準用する法 24 条 4 項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするときには、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

2 本件処分についての検討

これを、本件について検討すると、処分庁は、本件改定により保護基準が改定されたことに伴い、請求人に係る保護費の支給額が令和 2 年 10 月 1 日より変更されることとなり、また、経費とされていた介護保険料の特別徴収額が、同月より月額 1,300 円から 1,600 円に増額となったことにより、請求人の収入認定額が変更となつたことから、変更日を同日（10 月 1 日）として、請求人に対し、「・基準改定による変更 ・介護保険料控除（特別徴収額）の認定変更」との理由を付して本件処分を行つたことが認められる。

本件処分については、法の規定及び本件改定後の保護基準に従つて適正になされており、①支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費について見ると、保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人の場合、75 歳以上・1 人世帯・1 級地 -1 の各区分に該当する。）に正確に当てはめた上で行われてお

り、また、②経費とされていた介護保険料の特別徴収額に係る上記変更（10月より月額1,300円から1,600円に変更）に伴う収入認定額の変更を行っているなど、その他全体として違算も認められないから、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、上記（第3・1）のとおり、生活が困難となるため、生活保護費の減額は認められないと主張する。

しかし、上記2で述べたとおり、本件処分は、法8条1項の規定に基づく保護基準について本件改定が行われたことによりなされたものであり、保護費の変更についても法令等に従って適正になされており、かつ、違算等の事実もないものと認められることから、本件処分を違法又は不当なものと評価することはできない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(2) また、請求人は、上記（第3・2）のとおり、本件改定後の保護基準に問題がある旨主張する。

しかし、請求人が問題とする保護基準は、法規範としての性格を有するものであり、保護の実施機関にとって遵守すべき法令である。そして、本件処分は、上記2のとおり本件改定後の保護基準に基づいてなされたものである。

保護基準の是正を求めるこのような請求人の主張について、そもそも行政機関である処分庁及び審査庁は、現行の法令を所与のものとし、これに則って処分や審査請求に対する判断を行うものであるから、法規範としての性格を有する保護基準自体に対する不服を理由として、法令に適合した本件処分を取り消すことはできない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(3) さらに、請求人は、上記（第3・3）のとおり、本件処分は、十分な理由付記を欠く点において、行政手続法14条に違反する旨主張する。

しかし、行政処分に理由付記が求められる趣旨は、処分庁の判断の恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服申立てに便宜を与えるものであると解されるところ（行政手続法14条1項についての最高裁判所平成23年6月7日判決参照）、本件処分は、本件改定後の保護基準どおりの処分を行うものであり、かつ、厚生労働大臣による告示等は保護基準及び本件

改定の内容を明確に定めている。したがって、本件処分通知書に保護基準の改定である旨の理由を示すことによって、本件処分通知書とそれ以前の保護変更通知書を比較すれば、本件処分による保護費の増減は本件改定に基づくものであること、及び本件処分による保護費変更の具体的な金額を了知しうることから、被保護者による不服申立ての便宜を損なうものとはいえない。

この判断は、請求人が主張するように、他県の審査請求の裁決が基準改定に際しての理由付記の在り方についてこれと異なる判断をしたとしても、左右されるものではない。

また、介護保険料の特別徴収額の増額に伴い、請求人の収入認定額が変更となったため、本件処分により保護費が変更された理由としては、本件処分通知書に「・介護保険料控除（特別徴収額）の認定変更」と記載されていることから、本件処分の理由付記に不備はない。

なお、処分序は、本件改定の概略を記載した文書を本件処分通知書に同封して、送付しているところである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(4) 以上によれば、請求人の主張は、いずれも理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件処分について、上記2及び3に述べた以外の点においても、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤眞理子、山口卓男、山本未来